

甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費
補助金交付要綱

令和 5 年 8 月 1 日
子第 6 号

(趣旨)

第 1 この要綱は、小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱（平成29年5月30日健発0530第12号厚生労働省健康局長通知）に基づき、医療意見書のオンライン登録に向け、第2に規定する医療機関が行うシステムの環境整備等に関する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては甲府市補助金等交付規則（昭和38年11月12日規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 この補助金の対象は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第1項に規定する指定医が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた甲府市内の病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所とする。

(補助基準額、補助対象経費及び補助率)

第 3 この補助金の補助基準額、補助対象経費及び補助率は別表のとおりとする。

(交付額の算定方法)

第 4 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の第1欄に掲げる補助基準額と第2欄に掲げる補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第3欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(補助金の交付申請)

第 5 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める日までに、次の各号に掲げる関係書類を添えて甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出

しなければならない。ただし、山梨県医療機関システム環境整備事業費補助金（指定難病）（令和5年3月31日健第4539号）の交付申請をした場合は、交付申請することとはできない。

- (1) 補助金所要額調書（別紙様式1）
- (2) 事業計画（変更）書（別紙様式2）
- (3) 経費の積算根拠が分かる書類（見積書等）
- (4) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

2 前項の規定により補助金の交付の申請をする場合には、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税額の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付決定）

第6 市長は、第5の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金交付決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、必要と認めるときは、申請に係る事項に修正を加え、又は条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による交付決定を行うにあたり、第5第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（以下「消費税等仕入控除税額」という。）について減額して交付申請がなされた場合は、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

4 市長は、第5第2項ただし書の規定により交付申請がなされた場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額を補助金の額の確定時において減額することとし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（交付の条件）

第7 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金変更承認申請書（第3号様式）に事業計画（変更）書（別紙様式2）及び補助金所要額変更調書（別紙様式3）を添えて市長に提出しなければならない。
- (2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金中止（廃止）承認通知書（第5号様式）による市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときには、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定められている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取崩し又は廃棄をしてはならない。
- (5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) この補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした帳簿を備え、当該補助事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

（申請事項の変更）

第8 第7第1号に規定する、市長の承認が不要となる軽微な変更とは、次に掲げる

いずれかの変更をいう。

- (1) 補助金額の増額を伴わず、かつ、事業内容の著しい変更とならない場合
- (2) 補助金額の増額を伴わず、補助対象経費（総事業費）を当初申請時の20%以内で増額又は減額する場合
- (3) 事業内容に変更が無く、入札の結果等やむを得ない事由により補助金額を当初申請時の20%の範囲内で減額する場合
(補助金の変更決定)

第9 市長は、第7第1号の変更申請が適当と認めるときは、補助金の変更の決定を行い、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

(着手)

第10 申請者は、原則として交付決定の通知を受けた後でなければ補助対象事業に着手してはならない。ただし、医療意見書のオンライン登録の実施に向けた事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事由により補助金交付決定前に事業に着手する場合は、あらかじめその理由を明記した甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金交付決定前着手届（第7号様式）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 申請者は、補助対象事業が終了したとき、又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金精算額調書（別紙様式4）
- (2) 事業実績報告書（別紙様式5）
- (3) 支出証拠書類（契約書、納品書、領収書の写し等）
- (4) その他、参考となる書類で市長が必要と認めたもの

2 前項の規定による実績報告書の提出は、補助事業の完了の日若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月1日のいずれか早い期日までに行うものとする。

- 3 申請者は、第1項の実績報告を行うにあたり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金額の確定)

第12 市長は、第11の規定による実績報告書の提出があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金交付額通知書（第9号様式）により申請者に通知する。

(交付方法)

第13 補助金の交付は精算払とし、補助金額の確定後に交付する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14 補助金の交付を受けた者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、甲府市小児慢性特定疾病医療意見書オンライン登録環境整備支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額報告書（第10号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告があった場合で、既に補助金を支払っているときは、当該消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(決定の取消)

第15 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りのほか不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を第3に定める経費以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定内容その他この要綱に違反したとき。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和５年８月１日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

別表（第3関係）

1 補助基準額	2 補助対象経費	3 補助率
1 医療機関あたり 100,000円	医療機関が行う医療意見書のオンライン登録に向けたシステム環境整備に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費、負担金補助及び交付金	1 / 2